

令和4年 第11回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年11月2日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和4年11月2日(水) 午前10時00分		
	閉 議	令和4年11月2日(水) 午前10時30分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	学校教育課長	廣瀬 淳哉	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長	大宅 啓史
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第10回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（会計年度任用職員の健康保険を協会けんぽから共済組合へ移行するための関係告示の整理に関する告示）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第11回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第10回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第10回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第10回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第10回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年9月30日から令和4年11月1日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

10月25日に鶴南特別支援学校時津分校の校名選考委員会に出席されてますが、分校が本校になることによって何か変わることがありますか。

○ 相川教育長

校長は本校に1名のみで、分校には行事があるときに本校から校長がいらっしゃるという状況でしたが、本校になることで校長在席となります。また、教職員の人員配置等につきましては、児童生徒数に応じて人数が決まっていますので変わることはありません。

○ 宮原教育委員
わかりました。

○ 相川教育長
他に質疑等ありませんか。

○ 吉田教育委員
10月3日に北小学校で開催された地域連携講話とは、どこが主催しどういった話をされたのでしょうか。

○ 相川教育長
北小学校の若手教諭研修部が「北小学校をもっと知ろう」ということで開催し、私が北小学校にいたこともありましたので、地域との連携等についての講話と対談を行いました。

○ 吉田教育委員
わかりました。

○ 相川教育長
他に質疑等ありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長
続きまして、日程第3、報告第6号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

(秘密会により非公開)

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（会計年度任用職員の健康保険を協会けんぽから共済組合へ移行するための関係告示の整理に関する告示）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（会計年度任用職員の健康保険を協会けんぽから共済組合へ移行するための関係告示の整理に関する告示）の件を議題とします。

議案第33号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて、会計年度任用職員の健康保険を協会けんぽから共済組合へ移行するための関係告示の整理に関する告示についてご説明いたします。

内容につきましては、骨子としてまとめておりますので、資料の7ページをご覧ください。

趣旨及び概要に記載しておりますが、国の年金制度改正法により、令和4年10月から会計年度任用職員の健康保険が協会けんぽから共済組合に移行されることに伴い、関係する要綱を整理するものです。

教育委員会関係では、内容に記載しておりますが、時津町教育員会一般事務補助員から保育サポーターまでの20種類の会計年度任用職員について、協会けんぽから共済組合へ移行するものです。

適用日については、全国統一で令和4年10月1日からとなっております。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

協会けんぽは、なくなるのですか。

○ 大宅教育総務課長

協会けんぽは、現在もあります。役場のパート職員は、社会保険に加入していませんので国民年金だけでしたが、今回の改正で、負担額が事業主とパート職員自身との折半で共済組合の社会保険と厚生年金に加入することができます。これは、国が推し進めている年金制度

の拡充につながっています。

○ 吉田教育委員

加入したら負担金の半分は負担しないといけないけど、厚生年金がもらえることになるということですね。わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

○ 川崎教育委員

今回の改正は、パート職員だけですか。

○ 大宅教育総務課長

パート職員だけではなく、再任用職員や会計年度任用職員も改正となります。国が社会保険に適用しようとしているその流れと一緒にです。

○ 川崎教育委員

今まで加入することができなかった人を、加入できるようにしようとする国の流れと一緒にということですね。

○ 大宅教育総務課長

はい。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて(会計年度任用職員の健康保険を協会けんぽから共済組合へ移行するための関係告示の整理に関する告示)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則)

○ 相川教育長

続きまして、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）の件を議題とします。

議案第34号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正されたこと、及び会計年度任用職員の健康保険が、令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合に移行されることに伴い、外国語指導助手任用規則の改正をおこなうにあたり、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分しましたので、教育委員会の承認を求めます。

主な改正としましては、特別休暇の育児参加のための対象期間を出産の日の「後8週間」から「以後1年」に改め、夏季休暇を「3日」から「5日」に改めております。また、社会保険等の適用についても協会けんぽから共済組合への移行に伴い改正しております。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

「育児参加のための休暇」を役場職員で取得された方はいらっしゃいますか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。数人いらっしゃいます。

○ 宮原教育委員

役場での「夏季休暇」の取得状況はいかがですか。

○ 廣瀬学校教育課長

今年から5日間に増えましたので、取得状況は確認できておりません。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 3 4 号、専決処分の承認を求めることについて（外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則）についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 4 年第 1 1 回時津町教育委員会会議を閉会します。